

第6章 計画の推進

基本目標1 こどもまんなか社会の実現に向けた体制整備

こどもまんなか社会の実現

1-1 こどもの権利擁護の推進

1989年に「子どもの権利条約」が国連総会で採択され、世界中全てのこどもたちが持つ権利が定められるとともに、こどもが守られる対象であるだけでなく、権利を持つ主体であることを明確にされました。

「こども基本法」は子どもの権利条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

このような中、市においてもこどもの権利や意見を尊重したこども施策に取り組むことが求められており、こどもまんなか社会の実現のためにこどもの権利擁護の推進は必要不可欠となっています。

次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活が送れるよう、こどもの権利擁護に向けた各種取組及び周知・啓発を推進します。

	主な取組	取組の概要	担当課
1	ヤングケアラー支援事業（新規）	ヤングケアラーとして支援を必要としているこどもを学校の協力のもと調査を実施し、より詳細な実態把握に努めます。併せて、必要とされている支援について検討を進めます。	子育て支援課
2	ヤングケアラー認知度向上に向けた取組（新規）	ヤングケアラーの問題は家庭内の問題であることから、表面化しにくく、発見の難しさがあります。課題を抱えるヤングケアラーの発見につながるよう、地域においてヤングケアラーに対する認知を深めるよう周知啓発に努めます。	子育て支援課
3	こども家庭センターの充実	妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、保健師・助産師・利用者支援専門員が主となり、多職種で連携して面談や訪問を行い、地域の中で家族と一緒に子育てを楽しめるよう支援します。 また、こどもの権利を擁護するための家庭への支援及び指導を行うとともに、児童相談所、警察、学校、保育所等との綿密な連携を行い、こどもの安全を図ります。	こども家庭センター
4	オレンジリボン運動	秋のこどもまんなか月間に、児童虐待を防ぐための啓発活動を実施します。虐待について広く示し、虐待を防止するための体制について伝えていきます。	こども家庭センター

	主な取組	取組の概要	担当課
5	本庄市要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会を毎月開催し、問題を抱える児童とその家庭に対する情報の共有を頻繁に行います。緊急事態発生時における構成団体の迅速な対応につなげるため、対象児童の最終安全確認日等について、所属先から聴取した内容の報告を行います。	こども家庭センター



ワンポイントコラム・・・「子どもの権利条約とは？」

子どもの権利条約は、すべてのこどもが持つ基本的な権利を保障するための国際的な約束です。この条約には、こどもたちが安心して成長できる環境を提供するための重要な4つの原則が基本的な柱とされており、「こども基本法」にも取り入れられています。

1 差別されない権利

すべてのこどもは、性別や国籍、障害の有無にかかわらず平等に扱われるべきであり、こどもの権利は差別なく保障される必要があります。

2 最善の利益を考慮される権利

こどもたちの意見や感情は重要であり、こどもの生活に関わる決定には必ずその声が反映される必要があります。こどもの最善の利益を第一に考えることで、こどもたちは自分自身の人生を主体的に選択する力を育むことができます。

3 命や生存、発達が保障される権利

すべてのこどもの命が守られ、こどもたちが健やかに成長するために教育や健康、生活への支援を受けることが保証される必要があります。

4 自分の意見を自由に表明する権利

こどもたちは、自分の考えや感情を表現することで、社会に参加し、自分自身を理解してもらう機会を得ることができます。

これらの権利は、未来を担うこどもたちが健全に成長し、社会で活躍するための基盤となるものです。

1-2 こどもまんなか社会の実現に向けた体制整備

こどもまんなか社会の実現のためには、こどもの意見を聴取し、こども施策に反映するための体制構築が重要です。

また、様々な立場のこども・若者が安心して過ごせる居場所の創出も重要であり、大人や保護者の都合でこども本人の権利や幸せが奪われることがあってはなりません。

本市では、こども・若者を対象とした各種交流事業等を通じて、こどもの意見やニーズを聴取するとともに、こどもの意見を関係各課で共有し、こどもの意見を積極的にこども施策立案の場に届けられる体制構築を図ります。

また、民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）が成立し、父母の離婚等に直面するこどもの利益を確保するため、こどもの養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与等に関する民法等の規定が見直されることとなりました。

本市では、こどもの利益が守られるよう、共同親権等に関する周知・啓発、円滑な協議の実現に向けた支援を検討します。

	主な取組	取組の概要	担当課
1	こどもの意見を広く聴取する取組の充実（新規）	こどもの居場所として想定される場やイベントにおいて、こどもの意見を聞く取組を進めます。また、こども計画の進捗管理を行うにあたり、会議に若者世代が入ることについて検討を進めます。	子育て支援課
2	居場所づくり（新規）	全てのこども・若者が家庭や学校などの所属だけでなく、安全で、安心して過ごせる居場所を持つことができるよう、官・民で連携・協働し、地域における多様な居場所づくりを進めます。	子育て支援課
3	離婚前後家庭支援事業	こどもの利益を確保するため、離婚を考える父母やひとり親家庭の親に対して、養育費の履行確保等に資する取組を実施することを検討します。また、離婚後の生活や子育てに関する不安などの軽減のため、ひとり親支援施策等に関する情報提供等を行います。	子育て支援課
4	中学生まちづくり議会	市内の公私立中学校の生徒（中学生議員）が本庄市のまちづくりに対する考え方の発表や提案を行い、市政への関心と理解を深めるとともに、市行政への市民参加意識の高揚を図ります。	秘書課

1-3 こどもの安全対策

道路・交通システムや情報・通信技術等の進歩は、交通インフラやインターネット基盤の充実を促進させ、人々の暮らしを豊かにしてきました。一方で、交通量の増加やネット犯罪の増加を招き、こども・若者が危険に晒される機会も増えています。

有害環境対策や防犯・防災対策等により、こども・若者の安全・安心を確保するとともに、こども・若者自身が、発達段階に応じ、性被害や SNS に起因するものを含む犯罪や災害、感染症、事故等から自らの安全を守り、自らの心身の健康を維持・増進することができるよう、体系的に安全教育、健康教育を推進します。

	主な取組	取組の概要	担当課
1	交通安全施設設置事業	道路照明灯・道路反射鏡・区画線等の道路安全施設の新設整備及び適正な維持管理を行い、交通事故の防止を図ります。	危機管理課
2	交通指導員配置事業	小中学校登校時の交通の安全を守るため、通学路等に交通指導員を配置します。	危機管理課
3	交通安全推進団体支援事業	交通安全推進団体である「交通安全対策協議会」及び「交通安全母の会」の活動を支援し、交通安全対策事業等を推進します。	危機管理課
4	交通安全教室	こどもの交通安全教育のため、小学校、幼稚園、保育施設において各年代に合わせた内容の交通安全教室を実施します。また、自転車利用により行動範囲が広がる中学生には、交通安全意識の醸成に効果的なスケアードストレート方式にて実施します。	危機管理課 支所総務課
5	防犯活動推進事業	警察署などの関係機関と連携して地域の防犯活動を推進し、安全で安心なまちづくりを推進し、こどもを含めた市民を犯罪から守ります。また、防犯活動に必要な物品を配布するなど、活動を支援します。	危機管理課
6	放置自転車対策事業	駅周辺や歩道上の放置自転車の防止及び撤去を行い、安全な交通環境を保ちます。	環境推進課 支所環境産業課

基本目標 2 次世代の健やかな成長の支援

こども・若者支援に関すること

2-1 こども・若者の健やかな育成

家庭は、こども・若者を育む基盤であり、こども基本法においてもその基本理念として、父母その他の保護者は、子育て・教育に第一義的責任を有することが明示されています。

一方で、社会における世帯構造の変化により、三世帯世帯が大きく減少し核家族世帯が増加しており、子育て・教育に自らの父母等の助力を得ることが難しい状況が生じています。特に、ひとり親家庭にあっては、配偶者の助力を得ることもできず、より負担感を高め、孤立感を深めやすい状況となっています。

このような中、父母等の個人や家族にのみ子育て・教育の責任を負わせるのではなく、こども・若者が心身ともに健やかに育成されるよう、国及び地方公共団体も共に責任を負うとともに、社会全体、地域全体で父母等や家庭を支えていくことが求められています。

本市は、全てのこども・若者が、かけがえのない幼年・若年期を健やかに過ごすことができ、自立して生き抜く基礎を形成し、こども・若者の健全育成を支援します。

	主な取組	取組の概要	担当課
1	児童センター運営事業	こどもたちに安全な遊びの場を提供し、健康及び体力の増進、情操を豊かにすることを目的として、児童の健全育成を図っていきます。 講師による小学生教室、児童センター職員による申込み不要で参加できる工作教室や運動あそび等を開催し、ひとりでも気軽に遊びに来ることができる居場所作りを推進します。	子育て支援課
2	保育所における「食育」推進事業	保育所の食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と望ましい食習慣を形成します。	保育課
3	教育機器整備事業	GIGA スクール構想に基づき、1人1台端末の更新及び授業等での利活用を推進していきます。また、児童生徒の学習に適したハードウェア、ソフトウェアを整備し、より良いICT環境を提供できるよう取組を進めていきます。	教育総務課
4	学校教育における「食育」推進事業	学校教育課程において給食指導や教科等を通して、こどもたちに食と健康との関連を身につけさせていきます。	学校教育課
5	薬物乱用防止教室事業	学校薬剤師、学校医、警察、保健所等の協力のもと、児童生徒を対象とした薬物乱用防止教室を開催します。	学校教育課
6	学習サポート事業	全ての学年が複数クラスで構成される小学校等に学習補助教員を配置し、担任と協力して授業のサポートを行います。学校現場での指導経験のある人材の確保に努めます。	学校教育課

	主な取組	取組の概要	担当課
7	ICT 教育推進事業	教職員研修を実施し、実践的な ICT 活用と指導力の向上を図り、あらゆる教科等でのさらなる ICT 機器の利用を促進します。	学校教育課
8	ふれあい講演会	地域の多様な体験を持つ人の話を聞くことで、中学生に豊かな心を育むとともに、広い意味でのキャリア教育を行います。	学校教育課
9	中学生社会体験チャレンジ事業	生徒が地域の中で様々な社会体験活動（職場体験）を通して、多くの人々とふれあい、学校では得られない経験を積むことで、豊かな感性や社会性、自立心を養い、たくましく豊かに生きる力を育みます。商工会等との連携を図り、受け入れ先事業所の確保も進めていきます。	学校教育課
10	青少年健全育成事業	本庄市青少年育成市民会議を中心に、地域の青少年育成団体と連携を図り、「青少年健全育成のつどい」、「非行防止パトロール」、「各種啓発活動」等の事業を実施し、地域における青少年の健全育成を推進します。また、インターネット・携帯電話等、現代社会において青少年が抱える問題に対し、情報提供や注意喚起を行うことで、青少年の非行を防止します。	生涯学習課
11	子ども体験教室	地域で体験することが少なくなった伝統文化や季節の行事等、学校や家庭では体験することができない多様な講座を開催します。こどもたちにとって公民館が安全・安心な居場所となり、地域とこどもたちをつなぐコミュニティづくりを推進します。	生涯学習課
12	スポーツ・レクリエーション教室	こどもたちがスポーツ・レクリエーション活動に興味関心を持ち、自発的に取り組む場所と機会を提供するため、各スポーツ関係団体（本庄市スポーツ協会、本庄市レクリエーション協会、本庄市スポーツ少年団、本庄市スポーツ推進委員協議会）と連携して、こどもや未経験者でも参加できるスポーツ・レクリエーションの教室及びイベントを開催します。	スポーツ推進課
13	ブックスタート事業	保健センターで実施している 9～10 か月児健康相談時に「読み聞かせ」の説明や実演と推奨本の紹介をします。ブックスタートパック（絵本と袋、ガイド等）の配付により家庭における乳幼児の健全育成を図ります。	図書館

	主な取組	取組の概要	担当課
14	おはなし会	就学前児童親子や小学校低学年を対象に、図書館本館では毎月第2・4土曜日に、図書館児玉分館では毎月第2土曜日にボランティアと連携し、児童の健全育成に役立つ本の読み聞かせや本の紹介、紙芝居、パネルシアターを実施します。	図書館

児童センター事業の取組

市内には3か所の児童センターがあります。

児童センターは、0歳から18歳までの児童が自由に遊べる施設です（小学校就学前のお子さんの利用には、保護者の付き添いが必要です）。

乳幼児とその保護者を対象とした遊びや交流の場として「つどいの広場」を開催したり、各種イベントや講座などを開催したりしています。日時や内容などの詳細は、ホームページや広報ほんじょう、毎月発行している「児童センターだより」や「つどいの広場だより」でお知らせしています。

■ 開館時間：9時から17時45分まで（ご利用は17時まで）

■ 休館日：日曜祝日・年末年始 ※都合により臨時休館となる場合があります。



前原児童センター

所在地：〒367-0047 本庄市前原1丁目4番13号

電話番号・ファクス：0495-21-9820

遊戯室では大きなタッチパネルや卓球、多種多様なおもちゃで遊べます。遊具がある庭や図書室があり、年齢に合わせて遊びを選び、楽しく過ごせます。土曜日は、ファミリーや父子での来館も増えています。



日の出児童センター

所在地：〒367-0022 本庄市日の出2丁目5番56号

電話番号・ファクス：0495-21-0420

おもちゃ遊びや読書のほかに、体育室ではバドミントンや卓球、一輪車、なわとびなど、庭ではバスケットボールやドッジボールができ、放課後は小学生の利用でにぎわいます。



児玉児童センター（児玉総合支所アスパアこだま内）

所在地：〒367-0298 本庄市児玉町八幡山368番地

電話番号：0495-71-6805

ファクス：0495-71-5760

明るく広い遊戯室では、おもちゃ遊び、卓球が楽しめます。乳幼児専用スペースを設置しており、小さいお子さんも安心して遊ぶことができます。図書室、砂遊びができる小さな庭もあり、ゆっくり過ごすことができます。

2-2 困難を有するこども・若者やその家族への支援

社会においては、障害のあるこども・若者を含め特別支援教育を受ける者、外国にルーツを持つ者等が増加するとともに、性的指向・性自認（性同一性）に係る者など多様な特性を持つこども・若者の増加が指摘されています。

さらに、就業意識の低い若年無業者（ニート）やいじめ・不登校のなど、若者の抱える困難も多様化しており、生きづらさや様々な困難に直面するこども・若者に対する支援の重要性が増しています。

本市では、全てのこども・若者とその家族を支える相談支援体制と社会保障体制の充実を推進します。

	主な取組	取組の概要	担当課
1	ヤングケアラー支援事業（新規）（再掲）	ヤングケアラーとして支援を必要としているこどもを学校の協力のもと調査を実施し、より詳細な実態把握に努めます。併せて、必要とされている支援について検討を進めます。	子育て支援課
2	早期発見・早期療育充実に向けた関係機関との連絡調整	発達障害児や発達に課題のあるこどもの支援機関の関係者が、情報交換や情報共有を行うことにより、こどもや保護者が一貫した支援を受けられるよう努めます。	こども家庭センター
3	本庄市要保護児童対策地域協議会（再掲）	要保護児童対策地域協議会を毎月開催し、問題を抱える児童とその家庭に対する情報の共有を頻繁に行います。緊急事態発生時における構成団体の迅速な対応につなげるため、対象児童の最終安全確認日等について、所属先から聴取した内容の報告を行います。	こども家庭センター
4	家庭児童相談事業	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して、電話や来庁、また訪問により相談を受け指導を行い、必要な場合は関係専門機関への紹介を行います。 困難ケースには、複数でケース対応にあたる一方で、定例訪問等は単独でも活動できるように、相談員のスキルアップを図ります。	こども家庭センター
5	支援対象児童等見守り強化事業	支援を要するこどもの居宅家庭を訪問し、食料・食育の提供、学習支援、生活指導等を通じて、継続的なこどもの見守り体制強化を図ります。	こども家庭センター
6	障害がある児童の総合療育相談とケアマネジメント事業	専門職や関係機関との連携のもと、適宜事例検討会や連携会議など情報の共有を図りながら、障害がある児童又は障害の可能性がある児童及び保護者を支援します。	こども家庭センター 障害福祉課

	主な取組	取組の概要	担当課
7	障害児保育事業	家庭において保育することができないと認められる、集団保育が可能な障害児に対して積極的に保育を実施します。また、受け入れ保育所に対しては加配分の人件費を対象に助成を実施し、障害児保育の充実を図ります。	保育課
8	子どもの学習・生活支援事業	生活困窮状態やそのおそれのある世帯を対象に、こどもの学習指導や家庭訪問による相談等を実施することで、こどもの将来の自立に必要な基礎能力の習得を支援します。 こどもの学習・生活支援事業を継続し、貧困の連鎖を予防します。	生活支援課
9	ひきこもり相談	生きづらさを抱えるひきこもり本人やその家族からの相談を専門の相談員が受け付け支援を行います。	生活支援課
10	自立支援医療制度（育成医療）	育成医療制度を実施することにより、障害のある児童に対し、障害の程度を軽くしたり取り除くなど生活の能力を高めるために必要な医療を受けることへの経済的負担を軽減します。	障害福祉課
11	障害児通所支援給付事業	障害がある児童又は療育が必要な児童が、訓練や支援を提供する障害児通所支援を利用した際の費用を支給します。 障害の特性に応じた利用につながるよう、専門的な知識・技術を有する民間事業者による適切なサービス確保を図るとともに、各関係機関との連携によるサービスの情報提供に努めます。	障害福祉課
12	補装具・日常生活用具給付事業	障害がある児童が、必要な補装具及び日常生活用具の購入等をした際の費用を支給します。 児童の補装具等は、身体機能の補完や代替えとなり、日常生活や社会生活の向上を図れるよう、慎重な判断を要するため、児童・家族、関係者、機関と緊密に連携をとり、迅速かつ適切な用具の支給に努めます。	障害福祉課
13	在宅障害者支援事業	心身障害児（者）生活サポート事業など様々な在宅福祉サービスの利用を推進することにより、障害がある児童の世帯の負担を軽減します。 在宅障害児に対する生活支援（外出援助、一時預かり、出張介護サービス）を提供し、在宅生活を支援します。	障害福祉課

	主な取組	取組の概要	担当課
14	重度心身障害者医療費支給制度	重度の障害がある児童の世帯の経済的、精神的負担を軽減するため、保険診療の自己負担金を支給します。 制度の周知を図り、医療費の助成を継続することで、障害児やその家族の負担軽減に努めていきます。	障害福祉課
15	障害者手帳制度	児童に障害があることが確認された場合、児童とその保護者が必要な福祉サービスを速やかに利用できるように内容の周知を図り、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の取得を支援します。 個々の相談内容に応じ、手帳の取得により受けられるサービス内容等詳細な説明をすることで、必要な支援につなげます。	障害福祉課
16	障害者手当支給事業	重度障害がある児童の世帯の経済的・精神的負担の軽減のため、障害児福祉手当、在宅重度心身障害者手当、特別児童扶養手当を支給します。 窓口やホームページでの周知を徹底することで、対象となる方がもれなく制度を利用できるよう努めます。手当を支給することで、在宅で生活を送る障害児やその家族の経済的負担の軽減を図ります。	障害福祉課 子育て支援課
17	障害者相談支援事業	障害児の保護者又は介護を行う人からの相談に応じ、必要な支援を行います。 相談支援を障害の種別ごとに社会福祉法人へ委託することにより、より専門性の高い相談を受けられる体制を維持します。また、基幹型相談支援センターの安定的な運営を支援し、機能強化を図ることにより地域における相談支援体制の充実を図ります。	障害福祉課
18	在宅重症心身障害児等レスパイトケア事業補助金	医療的ケアが必要な重症心身障害児等を介護する家族の負担軽減を図るため、レスパイトケア事業を実施する事業者に対し、補助金を交付することでレスパイトケアの利用促進を図ります。 また、障害児の家族がレスパイトケアを利用しやすい環境整備と負担軽減に努めます。	障害福祉課
19	児童発達支援等の利用に係る多子世帯補助金（多子世帯児童発達支援等利用負担額補助）	第3子以降の障害児が児童発達支援等を利用した際に要した自己負担額を助成します。 サービスの適切な利用と、子育てに係る経済的負担軽減を図ります。	障害福祉課

	主な取組	取組の概要	担当課
20	就学前障害児の発達支援 無償化	引き続き、こども施策の動向に注視し、対象年齢の利用者負担の無償化を継続し、利用を希望する方が適切にサービスを受けられるよう努めます。	障害福祉課
21	児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制の整備	関係機関との協議を重ね、児童発達支援センター等を中心とした障害者支援の中核機関の児玉郡市共同設置に向け、検討します。	障害福祉課
22	特別支援教育推進事業	発達障害児を含めた障害児等の適応指導や相談の実施、特別な教育的ニーズに応じた指導を行えるように学校の校内体制整備の支援を行うとともに、小中学校に特別支援教育補助教員、学校生活支援員等を配置し、障害を抱える子どもへの支援を行います。	学校教育課
23	ふれあい教室	不登校などの理由により長期間にわたり欠席している児童生徒に対し、個別指導により基礎学力の補充をするほか、社会性を身につけさせることにより、再び登校できるよう支援していきます。学校の教育相談担当やさわやか相談員、アシスタントティーチャーとの連携の充実に努めます。	学校教育課
24	学校保健委員会事業	学校薬剤師、学校医等の協力のもと、学校保健委員会を開催します。必要に応じて、児童生徒も参加して行います。	学校教育課
25	校内教育支援事業 (アシストルーム)	生徒の新たな居場所を確保し、学習や社会的自立に向けた支援を図るため、市立中学校に校内教育支援センター（アシストルーム）を設置し、支援員を配置しています。不登校の問題の解消等を目指すとともに、市内中学校の教育の充実に図ります。	学校教育課

2-3 未来を切り拓くこども・若者の応援

住民基本台帳による令和7年2月1日時点の本市の総人口は76,651人となっていますが、うち外国人の人口は3,279人で総人口のおよそ4.3%を占めています。総人口が減少傾向で推移する一方で、外国人人口は増加を続けており、地域社会の多文化共生や国際交流が進んでいます。

また、コロナ禍において多様な働き方が促進されリモートワークが一般化してきたことにより、地方移住やSOHOビジネスが注目されており、地方における次世代を担うこども・若者の活躍が期待されます。

本市では、異文化や多様な価値観、伝統・文化への理解、チャレンジ精神、外国語によるコミュニケーション能力等を培う教育や教養教育等を推進し、広く社会で活躍できるこども・若者の育成を推進するとともに、こども・若者の起業・社会参画・社会貢献活動を応援します。

	主な取組	取組の概要	担当課
1	子育てサークル等への活動支援事業	地域の子育て支援団体等と連携し、乳幼児の保護者向け支援講座やイベントの実施など、地域社会でこどもの成長を見守る取組を支援します。	子育て支援課
2	青少年平和学習事業	市内の公私立中学校の2年生に原爆投下による悲劇を知ってもらい、恒久平和の尊さを認識してもらうことで、戦争や核兵器のない世界をつくる心を育てる青少年平和学習を実施します。	秘書課
3	本庄市国際交流協会への補助事業	本庄市国際交流協会への外国人の入会を促し、様々な国の方との交流の場となるよう働きかけます。 こどもに関連する制度や学校生活を送る上での決まりや注意事項などについて、多言語での周知を図ります。	市民活動推進課
4	総合的な学習時間の支援事業	各本庄市立小中学校の年間計画に基づき、本庄早稲田国際リサーチパークや社会福祉協議会と連携しながら、総合的な学習時間における福祉教育や環境教育、国際理解教育等の充実を図ります。	学校教育課
5	市民総合大学推進事業	市内外の教育関係機関等と連携し、専門知識を有する講師により、多様な学びを提供します。こどもたちの知的好奇心を育むことで、世代間交流・異学年交流を促進し、未来を担う人材育成を推進します。	生涯学習課

2-4 こども・若者の成長のための社会環境の整備

共働き世帯や核家族世帯の増加、子育ての孤立化により、家族で過ごす時間の減少や子育てに関する知識・支援の不足を招きやすくなっています。

本市では、家庭教育支援の充実や魅力ある学校づくりを推進するとともに、全てのこども・若者が、家庭や学校とは異なる対人関係の中で社会性や豊かな人間性を育んだり、困難に直面したときには支援を求めたりすることができるような居場所の充実を推進するとともに、地域住民の参画を得て行う体験・交流活動の充実を図ります。

また、家族で過ごす時間、父母等がこども・若者と向き合う時間、若者が自己啓発、地域活動等を行うための時間等の増加や、困難な状況を抱える若者の自立・社会参加等に資するよう、テレワーク等の多様で柔軟な働き方や、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の確保等に向けた取組を推進します。

さらに、少子化により社会を担うこども・若者の減少が深刻化していることから、少子化の背景にある結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因について分析を行い、子育て世代や子育てに不安を抱える若者世代に向けた取組や施策の充実を図ります。

	主な取組	取組の概要	担当課
1	子育て支援講座	地域の子育て支援団体等と連携し、乳幼児の保護者向け支援講座などを実施し、地域社会でこどもの成長を見守る取組を支援します。	子育て支援課
2	児童センター設置事業	老朽化が進む前原児童センター、日の出児童センターについて公共施設の見直し方針に基づき施設整備について検討を進めます。日の出児童センターについては、近隣の公民館との複合化施設とすることを検討します。施設整備の際は、こどもの意見も取り入れる機会を設け、こども自身が使いやすい施設とすることを目指します。	子育て支援課
3	パパ・ママ応援ショップ事業	子育てに協力的な環境整備策の一つとして、県事業の「パパ・ママ応援ショップ」事業を継続します。民間の事業所に協力依頼をすることで子育て中の家庭に対する多様な支援に取り組みます。また、積極的な情報発信に努め、事業の周知に努めます。	子育て支援課
4	赤ちゃんの駅事業	子育てしやすい環境整備として、引き続き「赤ちゃんの駅」を始めとするおむつ替えスペース、授乳スペースの確保に努めていく必要があります。従前より、男性の育児参加が進んでいる中、男性が使うことへの配慮を進めていく必要があります。ハード面の整備だけでなく、情報提供を含め、利用しやすい環境づくりに努めます。	子育て支援課

	主な取組	取組の概要	担当課
5	防犯灯設置推進事業	夜間における子ども等への犯罪の防止及び通行の安全を図るため、防犯灯の設置を推進します。	市民活動推進課
6	こども環境教室	川の水生生物調査等を実施し、子どもたちに川などの現状や汚れの原因を理解してもらい、排水対策など環境への配慮を啓発します。	環境推進課
7	ワーク・ライフ・バランスの推進・啓発事業	子どもを育てる保護者の就労状況の改善や若者の就労状況の改善について市民及び事業者へ啓発することで、子どもを育てやすい、子育てについて希望を持てる地域社会としていくことを目指します。	商工観光課 子育て支援課
8	労働法律相談事業	仕事に関する悩みや疑問についての相談窓口の設置と他機関の紹介を行います。	商工観光課
9	バリアフリー推進事業	歩道幅員の確保、段差の解消、障害物の除去など歩道のバリアフリー化の推進を目指します。	道路整備課
10	公園整備事業	老朽化した遊具やベンチ、トイレ等の施設の更新を進め、こどもの安全な遊び場を確保し、こどもの健全な成長につながるよう公園の整備・充実を図ります。	都市計画課
11	デマンドバス	子ども・若者を含む全ての利用者にとって使いやすい公共交通サービスへの見直しや環境整備等を行い、デマンドバス予約のキャンセル数の削減や利用満足度の改善を目指します。	都市計画課
12	シックハウス対策事業	化学物質（ホルムアルデヒド、クロルピリホス）による室内空気汚染によって、衛生上の支障が生じないよう建築材料及び換気設備について審査を行い、居住者の健康、とりわけ影響を受けやすいこどもの健康被害を防止します。 建築確認を担う指定確認検査機関との連携を図りながら完了検査受験率の向上に努め、こどもの健康被害を防止します。	建築開発課
13	親の学習推進事業	子育て中の保護者を対象とした親の学習講座（家庭教育に関する学習講座）の実施を中心に、家庭における教育力の向上を目指します。市内小中学校・保育所・幼稚園・子育て支援施設等を会場として親の学習講座を開催するほか、市が独自に作成した「親の学習手引書」を子どもがいる家庭に配付し、多くの親に学びの機会を提供します。	生涯学習課

	主な取組	取組の概要	担当課
14	本庄市立中学校開放講座	市内公立中学校を開放し、地域の市民を対象として、学校の特色を生かした多様な講座を開催します。学校施設を学びの場として利用し、地域で交流する機会を提供することで、生涯学習を推進します。	生涯学習課
15	本庄市立小学校 PTA 家庭教育学級	市内公立小学校を会場に、当該学校に通う保護者を対象として多様な講座を開催します。保護者間のつながりや情報交換の機会を提供することで家庭教育を推進します。	生涯学習課

公園整備事業の取組

こどもの遊び場、健康維持の場、魅力的な休息の場など、多様な市民ニーズに応える公園機能の充実を図ります。

【市内の公園や整備事例の紹介】



若泉運動公園：ランニングコース舗装（令和6年度整備）



若泉運動公園：寄贈された遊具等の設置



本庄総合公園：ふわふわドーム



マリーゴールドの丘公園：イルミネーション



蛭川農村公園：花壇設置と市民協働の花植え



吉田林児童公園：トイレ更新

2-5 こども・若者の成長を支える担い手の養成・支援

住民基本台帳に基づく本市の人口構造では、65歳以上の高齢者人口の割合が増加傾向であるのに対し、15～64歳の生産年齢人口の割合が減少傾向で推移しています。

少子高齢化は、こども・若者の成長を支える担い手の減少につながるだけでなく、担い手や組織の硬直化にもつながることが指摘されており、新たな担い手が参入しにくくなることが懸念されます。

本市は、「地域のこども・若者は地域で育てる」との観点から、こども・若者の成長に関わる様々な専門職、支援者の養成・確保を推進するとともに、こども・若者の抱える問題の多重化・複雑化を踏まえ、専門分野を横断した研修の充実、専門分野や組織の枠を超えた連携・協働、円滑な情報共有を図ります。

	主な取組	取組の概要	担当課
1	本庄市民生委員・児童委員協議会	児童・母子福祉及び障害児者福祉の両部会を中心に各種講演会、施設見学等を実施し、児童委員としての資質向上を図り、地域における家庭・児童の健全育成の活動に取り組みます。また、活動推進のために、積極的な情報発信に努めます。	地域福祉課
2	主任児童委員部会活動	児童福祉専門の担当として情報交換と研修等により資質の向上に努め、児童委員の地域における活動への援助及び協力と関係機関との連絡調整により、児童委員と一体の活動を行います。また、活動推進のために、積極的な情報発信に努めます。	地域福祉課
3	保護司（保護司会）活動	犯罪をした人や非行のある少年の自立更生の促進に携わる保護司の活動が円滑に行われるよう、地区保護司会等を通じた保護司活動の支援を行います。	地域福祉課
4	学校運営協議会の運営	市内全校に設置されている地域住民と保護者等から構成される学校運営協議会において、学校、保護者、地域がともに意見を出し合い連絡、協議による学校づくりを行います。	学校教育課
5	保護者・地域との連携による防犯活動推進事業	保護者、PTA、地域住民、学校、警察などが連携・協力して「子ども110番の家設置」や「通学路、学校付近のパトロール活動」を行い、防犯活動を推進します。	学校教育課
6	不審者対応マニュアルによる犯罪被害の防止対策事業	児童・生徒の安全を確保するため、各学校で不審者対応マニュアル、危機管理マニュアル等の作成・見直しを行い、これらに基づく研修・訓練を実施することで、犯罪被害の防止に努めます。	学校教育課

	主な取組	取組の概要	担当課
7	スポーツ少年団の育成	こどもたちの自由時間活動において、スポーツを中心とした活動を行い、青少年期における人間形成や健康な身体と心を育むことができるよう、活動団体となる本庄市スポーツ少年団の活動を支援し、団体の育成を図ります。	スポーツ推進課

ワンポイントコラム・・・スポーツ少年団とは？

Q

スポーツ少年団って、どんな組織ですか？

A

スポーツ少年団は、小学生から高校生までのこどもたちが参加するスポーツクラブで、日本全国に広がっています。地域ごとに運営されていて、こどもたちが楽しくスポーツを学びながら成長することを目的としています。

Q

技術向上だけでなく、心身の発達や人間性の育成にも力を入れているんですか？

A

1960年代の高度経済成長期に、地域社会の結びつきが弱まる中で、こどもたちが地域との関わりを持つことが重要だと考えられました。

スポーツを通じて地域との交流が生まれ、家族ぐるみで活動に参加することでコミュニケーションが活性化します。

Q

具体的にはどんなスポーツをやっていますか？

A

野球やサッカー、バスケットボールなどの球技や、体操、武道など様々なスポーツを行っています。

Q

指導者の役割を教えてください

A

指導者は技術だけでなく、スポーツマンシップやマナー、リーダーシップの育成も行っています。これらの経験は将来の社会生活にも役立ちます。

Q

スポーツ少年団の魅力は何ですか？

A

最大の魅力は「スポーツを楽しむ」ことです。勝利や成績も大切ですが、まずは楽しむことが重要です。楽しみながら体を動かすことで、自信や自己肯定感が育まれます。未来の日本社会を支えるこどもたちが、健全に成長することを期待しています。

基本目標3 こどもの貧困の解消

こどもの貧困解消に関すること

3-1 教育の支援と教育機会の確保

家庭や生まれ育った環境の違いにより、学ぶ意欲のあるこども・若者の教育を受ける権利や機会が制限されることのないよう、本市では、こども及び子育て当事者に対して様々な教育機会確保のための支援を行っています。

引き続き、誰一人取り残すことなくこども・若者の教育機会の確保を図り、将来的な貧困の予防・教育の機会均等の保障を図ります。

	主な取組	取組の概要	担当課
1	支援対象児童等見守り強化事業（再掲）	支援を有するこどもの居宅家庭を訪問し、食料・食育の提供、学習支援、生活指導等を通じて、継続的なこどもの見守り体制強化を図ります。	こども家庭センター
2	幼保無償化事業	幼児教育・保育に係る費用を無償化します。 子育て中の保護者の経済的負担の軽減を図ります。 子育て中の保護者の経済的負担の軽減は、子育て施策全体及び国・県・近隣自治体の動向を踏まえた上で検討していきます。	保育課
3	子どもの学習・生活支援事業（再掲）	生活困窮状態やそのおそれのある世帯を対象に、こどもの学習指導や家庭訪問による相談等を実施することで、こどもの将来の自立に必要な基礎能力の習得を支援します。 こどもの学習・生活支援事業を継続し、貧困の連鎖を予防します。	生活支援課
4	子どもの学習・生活支援事業に係る大学等受験料等補助事業	事業を利用する生活保護世帯・生活困窮者世帯等の中学3年生及び高校生等のこどもの親及び養育者を対象に大学等受験料及び模擬試験受験料の補助を行うよう検討しています。	生活支援課
5	こども環境教室（再掲）	川の水生生物調査等を実施し、こどもたちに川などの現状や汚れの原因を理解してもらい、排水対策など環境への配慮を啓発します。	環境推進課
6	特別支援教育推進事業（再掲）	発達障害児を含めた障害児等の適応指導や相談の実施、特別な教育的ニーズに応じた指導を行えるように学校の校内体制整備の支援を行うとともに、小中学校に特別支援教育補助教員、学校生活支援員等を配置し、障害を抱えるこどもへの支援を行います。	学校教育課

	主な取組	取組の概要	担当課
7	中学生社会体験チャレンジ事業（再掲）	生徒が地域の中で様々な社会体験活動（職場体験）を通して、多くの人々とふれあい、学校では得られない経験を積むことで、豊かな感性や社会性、自立心を養い、たくましく豊かに生きる力を育みます。商工会等との連携を図り、受け入れ先事業所の確保も進めます。	学校教育課
8	ふれあい講演会（再掲）	地域の多様な体験を持つ人の話を聞くことで、中学生に豊かな心を育むとともに、広い意味でのキャリア教育を行います。	学校教育課
9	学校教育における「食育」推進事業（再掲）	学校教育課程において給食指導や教科等を通して、こどもたちに食と健康との関連を身につけさせていきます。	学校教育課
10	本庄市就学援助制度	市内に居住し、本庄市立の小・中学校に在籍している児童生徒及び入学予定の保護者で、教育委員会が援助を必要と認める人に小・中学校で必要な費用の一部を援助します。	学校教育課
11	本庄市入学準備金貸付制度	経済的な理由により高校、大学などへの進学が困難なこどもを持つ保護者で、教育委員会の要件を満たす人に対して、入学に必要な費用の貸付を行います。	学校教育課
12	本庄市育英資金貸付制度	就学意欲と能力がありながら、経済的な理由により高校・大学等での就学が困難な生徒・学生で、教育委員会の要件を満たす人に対して就学に必要な費用の貸し付けを行います。	学校教育課
13	子ども体験教室（再掲）	地域で体験することが少なくなった伝統文化や季節の行事等、学校や家庭では体験することができない多様な講座を開催します。こどもたちにとって公民館が安全・安心な居場所となり、地域とこどもたちをつなぐコミュニティづくりを推進します。	生涯学習課
14	スポーツ・レクリエーション教室（再掲）	こどもたちがスポーツ・レクリエーション活動に興味関心を持ち、自発的に取り組む場所と機会を提供するため、各スポーツ関係団体（本庄市スポーツ協会、本庄市レクリエーション協会、本庄市スポーツ少年団、本庄市スポーツ推進委員協議会）と連携して、こどもや未経験者でも参加できるスポーツ・レクリエーションの教室及びイベントを開催します。	スポーツ推進課

3-2 こどもとその保護者等の社会的孤立の防止

本市では、妊娠・出産期から子育て期に至るまで、切れ目ない相談支援を行っています。

特に、生活困窮世帯では、子育てにおいて様々な不利を背負うばかりでなく、社会からの孤立により、必要な支援が受けられず、一層困難な状況となりやすいため、引き続き、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、こども及びその保護者との交流の機会等の確保や居場所づくりの支援等、生活の安定を支える取組を推進します。

	主な取組	取組の概要	担当課
1	こどもの貧困への理解促進（新規）	こどもの貧困を社会問題として捉えることについて、地域の理解が得られるよう周知啓発します。	子育て支援課
2	未熟児・新生児・乳幼児・妊産婦訪問事業	関係機関との連携により、妊娠期から子育て期まで、訪問や相談を通じて様々なニーズに対する支援や不安の軽減に努め、健やかな成長への支援及び子育てに関する支援を行うことで、児童虐待防止につなげます。	こども家庭センター
3	養育支援訪問事業	関係機関からの情報収集により把握した養育支援が必要であると認められる家庭に対し、保健師・助産師等が訪問により、育児に関する技術的援助を行うことで安心して育児できるよう支援します。	こども家庭センター
4	こども家庭センターの充実（再掲）	妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、保健師・助産師・利用者支援専門員が主となり、多職種で連携して面談や訪問を行い、地域の中で家族と一緒に子育てを楽しめるよう支援します。 また、こどもの権利を擁護するための家庭への支援及び指導を行うとともに、児童相談所、警察、学校、保育所等との綿密な連携を行い、こどもの安全を図ります。	こども家庭センター
5	住居確保給付金	離職等により住居を喪失するおそれのある生活困窮者を対象に家賃相当分の住居確保給付金を支給し、併せて就労支援を行い、自立につなげます。	生活支援課
6	就労準備支援事業	直ちに就労することが困難な状況にある被保護者又は生活困窮者を対象に、就労のための基礎能力を習得できるよう支援します。	生活支援課
7	家計改善支援事業	家計管理に問題がある被保護者又は生活困窮者を対象に、家計管理の必要性の理解や家計簿の作成、支出内容の確認、支出計画の作成等を支援し、対象者の行動変容につなげます。	生活支援課

	主な取組	取組の概要	担当課
8	一時生活支援事業	住居のないもしくは住居を失うおそれのある生活困窮者を対象に衣食住等を提供し、日常生活を営むのに必要な支援を実施します。併せて就労支援を行い、自立につなげます。	生活支援課

ワンポイントコラム・・・ こどもの貧困とは？



こどもの貧困とは何ですか？



こどもの貧困とは、経済的な理由で必要な教育や生活環境が整わない状態のことを言います。具体的には、食事や衣服、学用品が十分に得られないことが含まれます。



貧困の連鎖とはどういうことですか？



貧困の連鎖とは、家庭が貧困であることがこどもにも影響を及ぼし、次世代も同様の状況に陥ることを言います。学びや体験の機会が限られることで、将来的に悪影響を及ぼす可能性があります。



市や地域ではどのような取り組みが行われていますか？



市や地域では、学習支援やこども食堂など、経済的に困難な家庭を支援する様々な取組が実施されています。また、市や地域の皆さんが協力して、こどもたちが安心して成長できる環境を整えることが大切です。

3-3 経済的支援と保護者の就労支援の充実

貧困の連鎖を断ち切るためには、子育て世帯の安定的な経済基盤を築くことが重要です。

また、自らの暮らしの見通しを立てる中で自立に向けた働き方を考えられるよう保護者の就労支援等を通じた自立支援が求められます。

本市は、教育費の負担軽減や児童手当の適切な支給、その他の生活支援を行うとともに、保護者の職業生活の安定と向上につながる各種自立支援を推進します。

	主な取組	取組の概要	担当課
1	子ども医療費支給事業	0歳から18歳の年度末までのこどものいる家庭に対して、安心して医療を受けられるよう対象児童の医療費の助成を実施します。 関係各課と連絡を密にして、受給漏れや医療費の過誤払いをなくすように努めます。	子育て支援課
2	未熟児養育医療費支給事業	指定養育医療機関に入院中の未熟児の医療費を補助する制度です。 制度に基づき、適正な事務の執行を図ります。	子育て支援課
3	児童手当支給事業	児童手当は、児童を養育している者に手当を支給することにより、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。0歳から18歳になった後、最初の3月31日までのこどもを養育している者に手当を支給します。 制度周知のため、今後も広報掲載や窓口にて制度説明を行い、適切な支給を行います。	子育て支援課
4	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育、保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用、副食費等を助成します。	保育課
5	実費徴収に係る補足給付を行う事業（副食費）	幼児教育・保育の無償化制度に基づき、未移行幼稚園・認可外保育施設へ通う第3子以降のこどものいる世帯と世帯の所得状況を勘案して一定額以下の該当世帯に対して、副食費を助成します。	保育課
6	資格・技術取得情報提供事業	有効な資格や技能の取得ができるよう、情報の提供を行います。	商工観光課
7	内職情報提供事業	家庭外で働くことが困難な市民に内職情報の提供を行います。	商工観光課

基本目標 4 社会における子育て支援環境の向上

母子保健・自立支援に関すること

4-1 切れ目ない相談支援体制の充実

近年、全国の出生数は右肩下がりで減少しており、「埼玉県の人口動態概況」によると、令和5年における本市の合計特殊出生率は埼玉県及び全国の水準を下回っています。

社会では、出産・育児に対する不安や晩婚化・未婚化が広がっているほか、不妊、予期せぬ妊娠、性感染症等の課題も指摘されており、妊娠・出産から産後・子育て期に至るまでの切れ目ない相談体制の構築と、母子の適切な健康管理が求められます。

本市では、妊娠・出産に係る不安の解消と、産前・産後・子育て期に至るまでの母子の健康を守る取組として、各種相談支援窓口を設置しています。

引き続き、相談支援の充実を図るとともに、関係機関の連携体制を強化し、母子の健康維持を推進します。また、支援が必要な子どもや保護者の早期発見に努め、アウトリーチ型支援の充実を図ります。

	主な取組	取組の概要	担当課
1	子育て情報誌提供事業	市の子育て関連情報の積極的発信に努めます。電子版情報ガイドについて利用を促すため、広報への掲載や市公式 LINE での発信等様々な機会を捉えて周知に努めます。また、継続的発行が可能となるよう、広告主の確保について発行者と協力して取り組みます。	子育て支援課
2	すくすくメール配信事業	より効果的に妊娠時から出産・子育て期までの情報発信を行うため、これからの子育て世代のニーズに合わせたシステムの導入について総合的に検討します。同時に、妊娠時からの母子に関するデータを記録する母子手帳についても、国の動向や他自治体での導入例を踏まえて、電子化に向けた検討を進めます。	子育て支援課
3	つどいの広場事業	乳幼児を持つ子育て中の親が打ち解けた雰囲気の中で気軽に集い、交流し、子育ての相談ができる場を提供します。 乳幼児とその保護者が気軽に遊びに來たり、子育てについて相談したりできる環境を整え、あそびの講座の内容の充実を図ります。	子育て支援課

	主な取組	取組の概要	担当課
4	こども家庭センターの充実（再掲）	妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、保健師・助産師・利用者支援専門員が主となり、多職種で連携して面談や訪問を行い、地域の中で家族と一緒に子育てを楽しめるよう支援します。 また、こどもの権利を擁護するための家庭への支援及び指導を行うとともに、児童相談所、警察、学校、保育所等との綿密な連携を行い、こどもの安全を図ります。	こども家庭センター
5	未熟児・新生児・乳幼児・妊産婦訪問事業（再掲）	関係機関との連携により、妊娠期から子育て期まで、訪問や相談を通じて様々なニーズに対する支援や不安の軽減に努め、健やかな成長への支援及び子育てに関する支援を行うことで、児童虐待防止につなげます。	こども家庭センター
6	養育支援訪問事業（再掲）	関係機関からの情報収集により把握した養育支援が必要であると認められる家庭に対し、保健師・助産師等が訪問により、育児に関する技術的援助を行うことで安心して育児できるよう支援します。	こども家庭センター
7	個別相談・教室・巡回支援等事業	発達障害児や発達に課題のあるこどもに対し、個別や集団での指導、個別相談、巡回指導等を実施し、こどもの発達を促すための支援をしていきます。	こども家庭センター
8	両親学級「おや親タマゴ」	妊娠・出産について学ぶことで安心して出産に臨めるようにします。また、場の提供が友達づくりへの一助となり、孤立した育児にならないよう支援していきます。	こども家庭センター
9	育児学級「ラッコクラス」・「コアラクラス」	心身の成長発達が著しい2～4か月児の保護者及び6か月～8か月児を持つ保護者を対象に、身体やことば・心の発達・こどもの成長に欠かせない食事などについて情報を提供し、保護者の気づきや成長を促せるように支援します。	こども家庭センター
10	育児講座開催事業（新規）	児童福祉や、こどもの養育に関わる方々の、その時々ニーズを捉え、育児における悩みに対処する知識や心の持ちよう等、役立つ内容を提供します。	こども家庭センター

	主な取組	取組の概要	担当課
11	特定妊婦等に対する支援	母子手帳を交付し、全ての妊産婦・子育て世帯と接点をもつことができる母子保健係から、様々な理由により支援が必要な妊産婦（特定妊婦）やその家庭の情報を、児童虐待対応を受け持つこども相談係と、合同ケース会議等を行います。その上で情報を共有し、要保護児童対策地域協議会へ取り上げる等などして、速やかな支援につなげていきます。	こども家庭センター
12	妊娠・出産応援交付金事業	妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を行い、安心して過ごしていただけるよう、伴走型の妊婦等包括相談支援と併せて、育児関連用品の購入や子育て支援サービスに利用するための経済的支援を実施しています。 伴走型支援と経済的支援である妊娠・出産応援交付金の給付を行いながら、子育て世帯が地域で安心して生活できるように、引き続き妊婦や子育て世帯に寄り添った支援を行います。	こども家庭センター
13	子育て支援金	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、生まれて初めてされる住民登録が本市となる児童の養育者に対し支援金を給付します。 今般の物価高騰は子育て世帯の家計を圧迫していることから、子育て世帯の経済的な負担軽減を図る目的として、引き続き実施します。	こども家庭センター

4-2 母子保健の充実

本市では、各種健診、歯科検診等を通じた母子の健康管理を支援していますが、予期せぬ妊娠や社会において進行する晩婚化により、母子の健康管理の重要性が増しています。

引き続き、母子の健康維持に努めるとともに、必要に応じて適切な医療や療育につなげられる体制を維持します。

	主な取組	取組の概要	担当課
1	妊婦健康診査	妊婦一般健康診査や HIV 検査、超音波検査などを行うことで、健やかな妊娠と出産を支援します。	こども家庭センター
2	乳幼児健康診査	4 か月児健康相談、1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査の実施を通じて、乳幼児の発育・発達状況の確認や疾病の早期発見、健康の保持増進及び保護者の育児不安の軽減を図ります。また、受診後の継続的なフォローを行います。	こども家庭センター
3	乳幼児健康相談事業	10 か月児健康相談、2 歳児健康相談、5 歳児健康相談、ひまわり相談、電話相談を実施します。保健師、看護師、栄養士など専門職による個別相談や母子関係形成に向けた集団指導等を行い、乳幼児の健康の保持増進と育児不安の軽減を図ります。	こども家庭センター
4	妊婦歯科検診・乳幼児歯科健康診査・歯科健康相談事業	妊婦を対象に、医療機関において妊婦歯科検診を実施します。幼児を対象に 1 歳 6 か月児健康診査、2 歳児健康相談、3 歳児健康診査の際に同時に実施します。また、2 歳 6 か月児～5 歳児を対象とし、医療機関において幼児個別歯科健診を実施します。歯科健診・ブラッシング指導・フッ素塗布を継続的に実施することにより、歯科・口腔の健康増進を図ります。	こども家庭センター
5	母子生活支援施設への入所支援事業	家庭内暴力等様々な事情により保護が必要又はこれに準じる家庭の母子の支援施設への入所を支援し、保護するとともに、自立促進に向けての生活支援を行います。 事案の発生時には、委託先と連携し、入所者の安全と自立に向けて、生活支援を行います。	こども家庭センター

	主な取組	取組の概要	担当課
6	こども家庭センターの充実（再掲）	妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、保健師・助産師・利用者支援専門員が主となり、多職種で連携して面談や訪問を行い、地域の中で家族と一緒に子育てを楽しめるよう支援します。 また、こどもの権利を擁護するための家庭への支援及び指導を行うとともに、児童相談所、警察、学校、保育所等との綿密な連携を行い、こどもの安全を図ります。	こども家庭センター
7	養育支援訪問事業（再掲）	関係機関からの情報収集により把握した養育支援が必要であると認められる家庭に対し、保健師・助産師等が訪問により、育児に関する技術的援助を行うことで安心して育児できるよう支援します。	こども家庭センター
8	妊タマコール	妊婦の体調の確認や妊娠や胎児に係る心配事等に関する電話相談を行い、安心して妊娠期を過ごし、出産に臨めるよう必要な支援へとつなぎます。	こども家庭センター
9	不妊治療費助成金支給事業	不妊に悩む夫婦の不妊症検査、不妊検査・治療費に対し助成金を交付することにより、経済的負担を軽減します。また、必要に応じて心配事等に対する相談に応じます。	こども家庭センター
10	休日急患診療所運営事業	休日等の内科系の急患に対応するため、保健センター内で診療所を開設する本庄市児玉郡医師会に対し、運営費の助成を行います。	健康推進課
11	第二次救急医療病院輪番制運営事業	休日、夜間に比較的高度の医療を必要とする救急患者を輪番制で受け入れる本庄市児玉郡医師会に対し、運営費の助成を行います。	健康推進課
12	在宅当番医制運営事業	休日等の外科系の急患に対応するため、在宅当番医制による診療を行う本庄市児玉郡医師会に対し、運営費の助成を行います。	健康推進課
13	就学時健康診断事業	小学校新1年生になる幼児を対象に、健康診断・知的発達検査・ことばの検査等を実施し、その診断結果に基づき、治療の勧告、助言等就学に関し適切な指導を行います。	学校教育課
14	定期健康診断事業	市内小中学校において、健康観察、保健調査や健康診断等に基づく健康相談などを通して、児童・生徒の健康の維持、増進に努めます。	学校教育課

4-3 ひとり親家庭への支援

家族形態が多様化する中、ひとり親家庭で育つ子どもやその保護者への支援が重要性を増しています。

ひとり親家庭の支援においては、こどもの幸せを第一に考えることが必要であるほか、ひとり親家庭の状況に応じたきめ細かな支援と自立の支援を同時に行っていくことが求められます。

市では、ひとり親家庭で育つこどもの支援とその保護者の自立に向けて、一定の要件を満たす世帯に対する各種支援を行っており、引き続き、適切な支援を届けるとともに、各種制度の周知を図ります。

	主な取組	取組の概要	担当課
1	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、児童扶養手当の支給を行います。 制度周知のため、今後も広報掲載や窓口にて制度説明を行い、適切な支給を行います。	子育て支援課
2	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等に対して、安心して医療を受けられるように医療費の助成を実施します。 関係各課と連絡を密にして、受給漏れや医療費の過誤払いをなくすよう努めます。	子育て支援課
3	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の経済的自立や、扶養している児童の福祉の増進のため必要な資金を貸し付ける埼玉県の制度で、市が申請の受け付けを行っています。 制度周知のため、今後も広報掲載や窓口にて制度説明を行っていきます。	子育て支援課
4	特定者用JR定期乗車券割引制度	児童扶養手当受給者（同一世帯員を含む。）がJR 定期乗車券割引制度を利用する際の申請受け付け及び特定者用乗車券購入証明書を発行します。 制度周知のため、今後も広報掲載及び窓口にて制度説明を行っていきます。	子育て支援課
5	母子家庭等自立支援給付金等支給事業	母子家庭の母及び父子家庭の父が職業能力を開発し就業に結び付け、経済的自立が図れるよう支援するため、教育訓練講座や資格取得のため養成機関で修学する際の講座受講料の一部や修学促進費を支給します。 制度周知のため、今後も広報掲載や窓口にて制度説明を行っていきます。	子育て支援課

4-4 育児と家庭生活の両立支援の促進

男女共同参画が促進され、社会で活躍する女性が増えています。共働き・共育ての子育て世帯が増えたことにより、育児と家庭生活の両立に対する支援が求められています。

国による長時間労働の是正や働き方改革の推進により雇用環境は改善傾向にありますが、父親の育児休暇取得率の低さや、長時間労働が常態化してしまうケースがあるなど、育児と家庭生活の両立が難しい家庭も少なくありません。

本市は、市内事業者に対して雇用環境の改善やワーク・ライフ・バランスの適正化に資する各種啓発を行い、育児と家庭生活の両立を促進します。

	主な取組	取組の概要	担当課
1	公立学童移転事業（新規）	老朽化が進む前原児童センター、日の出児童センターについて公共施設の見直し方針に基づき施設整備を進めます。令和 10 年度に中央小学校敷地内へ前原学童保育室の移転を進めます。また、東小学校敷地内への日の出、寿、藤田学童保育室の移転については、令和 13 年度の学校統合予定を目指して検討を進めます。	子育て支援課
2	保育サービスに係る情報提供事業	保育サービスに関する積極的な情報提供を行い、利用者が保育サービスを選択しやすくします。	保育課
3	男女共同参画推進事業	一人ひとりがその個性や能力を発揮しながら、ともに協力し、社会の様々な分野でいきいきと活動することのできる環境づくりに向けて、各種事業を実施します。 男女共同参画意識啓発のためのセミナーについては、ニーズに合わせて内容を変えて引き続き開催します。また、誰もがいきいきと暮らすことのできる環境づくりを進め、意識啓発を図ります。	市民活動推進課
4	ワーク・ライフ・バランスの推進・啓発事業（再掲）	こどもを育てる保護者の就労状況の改善や若者の就労状況の改善について市民及び事業者へ啓発することで、こどもを育てやすい、子育てについて希望を持てる地域社会としていくことを目指します。	商工観光課 子育て支援課
5	労働時間の短縮啓発事業	労働時間を短縮し、女性と男性の労働者が家庭生活と地域活動にともに参加することができるよう、事業所に対する啓発を図ります。	商工観光課
6	男性の育児休業取得推進事業	男性の育児休業取得を推進するため、事業所と従業員への啓発を図ります。	商工観光課

基本目標5 子ども・子育て支援事業の推進

子ども・子育て支援に関すること

5-1 教育・保育事業のサービス提供体制の確保

(1) 教育・保育提供区域について

「教育・保育提供区域」とは、子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される教育・保育サービスを、需給のバランスをみながら提供するために設定するものです。

第2期本庄市子ども・子育て支援事業計画では、市全体での子ども・子育て支援のあり方を検討していく必要性から、全市を1つとする提供区域を設定しています。

本計画においても、引き続き市全域を1つの教育・保育提供区域とし、サービス提供体制確保・充実を図るものとします。

(2) 児童数の推計

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するにあたって、計画期間における児童数を以下のように見込みます。

■計画期間における推計児童数■

単位：人

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	413	409	404	400	396
1歳	442	436	431	426	422
2歳	440	454	448	443	438
3～5歳	1,463	1,440	1,404	1,379	1,383
3歳	479	446	460	454	449
4歳	505	489	455	470	464
5歳	479	505	489	455	470
6～11歳	3,521	3,416	3,352	3,260	3,132
6歳	525	485	511	495	461
7歳	595	530	490	517	500
8歳	597	600	535	495	522
9歳	601	600	603	538	497
10歳	593	606	605	608	542
11歳	610	595	608	607	610
計	6,279	6,155	6,039	5,908	5,771

※ 住民基本台帳による人口実績に基づく、コーホート変化率法による推計。

(3) 教育・保育事業の量の見込みと提供体制

計画期間における「教育・保育事業の【必要利用定員数（量の見込み）】」を設定します。

将来推計児童数及び現在の教育・保育の利用実績や保護者の利用希望等を総合的に考慮し、以下のように算出します。

また、設定された量の見込みに基づき、本市の【サービス提供体制（確保方策）】を設定します。

■認定区分別の必要利用定員数（量の見込み）■

単位：人

	対象年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	3～5歳	282	278	271	266	267
2号認定	3～5歳	1,058	1,041	1,015	997	1,000
認定こども園 幼稚園	3～5歳	0	0	0	0	0
認定こども園 保育所	3～5歳	1,058	1,041	1,015	997	1,000
3号認定	0～2歳	618	622	614	608	600
認定こども園 保育所	0歳	66	65	64	64	63
	1歳	273	269	266	263	260
地域型保育	2歳	279	288	284	281	277

■サービス提供体制（確保方策）：1号認定■

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定教育・保育施設	324	350	350	350	350
認定こども園	264	290	290	290	290
うち私立幼稚園 →認定こども園	221	247	247	247	247
うち私立保育所 →認定こども園	43	43	43	43	43
幼稚園（私立）	60	60	60	60	60
幼稚園（公立）	0	0	0	0	0
新制度未移行幼稚園	305	200	200	200	200
1号認定計	629	550	550	550	550

■サービス提供体制（確保方策）：2号認定■

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定教育・保育施設	1,234	1,264	1,264	1,264	1,264
認定こども園	378	408	408	408	408
うち私立幼稚園 →認定こども園	126	156	156	156	156
うち私立保育所 →認定こども園	252	252	252	252	252
保育所	856	856	856	856	856
認可外（地方単独事業）	0	0	0	0	0
2号認定計	1,234	1,264	1,264	1,264	1,264

■サービス提供体制（確保方策）：3号認定（0歳）■

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定教育・保育施設	183	186	186	186	186
認定こども園	58	61	61	61	61
うち私立幼稚園 →認定こども園	18	21	21	21	21
うち私立保育所 →認定こども園	40	40	40	40	40
保育所	125	125	125	125	125
特定地域型保育事業	2	2	2	2	2
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭の保育	1	1	1	1	1
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	1	1	1	1	1
3号認定（0歳）計	185	188	188	188	188

■サービス提供体制（確保方策）：3号認定（1歳）■

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定教育・保育施設	265	273	273	273	273
認定こども園	99	107	107	107	107
うち私立幼稚園 →認定こども園	33	41	41	41	41
うち私立保育所 →認定こども園	66	66	66	66	66
保育所	166	166	166	166	166
特定地域型保育事業	2	2	2	2	2
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭的保育	1	1	1	1	1
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	1	1	1	1	1
3号認定（1歳）計	267	275	275	275	275

■サービス提供体制（確保方策）：3号認定（2歳）■

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定教育・保育施設	308	316	316	316	316
認定こども園	114	122	122	122	122
うち私立幼稚園 →認定こども園	42	50	50	50	50
うち私立保育所 →認定こども園	72	72	72	72	72
保育所	194	194	194	194	194
特定地域型保育事業	2	2	2	2	2
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭的保育	1	1	1	1	1
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	1	1	1	1	1
3号認定（2歳）計	310	318	318	318	318

(4) その他の取組

	主な取組	取組の概要	担当課
1	民間保育所運営改善等助成事業	児童及び保育士の処遇改善や保育所運営の充実に係る経費等を助成します。	保育課
2	私立幼稚園振興補助事業	私立幼稚園の設備整備に対し補助金を交付することにより、こどもの教育環境の改善を図ります。 また、園児の健康診断に対する補助金を交付し保護者の負担軽減を図ります。	保育課
3	保育所施設整備助成事業	一定の基準や条件を満たす場合には、保育所等の園舎の新築・増改築の整備に対して助成します。	保育課
4	保育人材確保事業	保育の受け皿整備に伴い、必要となる保育人材の確保のための取組を実施します。	保育課

保育事業（市立保育所）の取組

保育所は、家庭や地域社会と連携を図りながら、仕事や病気などの理由によりご家庭でこどもの保育ができない場合に保育を行うところです。そのため、保育所では日々愛情と正しい知識・技術を持って、くつろいだ雰囲気の中で保育にあたっています。



本庄市立いずみ保育所

利用定員：90人

所在地：〒367-0061

本庄市小島5-5-45

電話：0495-22-4891

子育て支援センターを併設しています。また、一時預かり保育や病後児保育も行っています。



本庄市立久美塚保育所

利用定員：90人

所在地：〒367-0212

本庄市児玉町児玉2351-1

電話：0495-72-4386

一時預かり保育を行っています。また、「久美塚文庫」と称して、園児には保育所の絵本を貸し出しています。

5-2 子ども・子育て支援事業のサービス提供体制の確保

「教育・保育事業」と同様に、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の【必要利用定員数（量の見込み）】」を設定します。

将来推計児童数及び現在の各事業の利用実績や保護者の利用希望等を総合的に考慮し、以下のように算出します。

また、設定された量の見込みに基づき、本市の【サービス提供体制（確保方策）】を設定します。

（１）利用者支援事業³

子育て期の色々な悩み事や困り事などについて、専門知識を有する職員が保護者と一緒に考えたり、必要な情報を提供したり、適切なサービスや支援機関を紹介する事業です。

本市では、こども家庭センターの窓口を利用者支援専門員を配置し、身近な相談窓口として各種相談の受け付けや情報提供を行うほか、関係機関との連携調整を行っています。

こども及びその保護者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において当事者目線の寄り添い型の支援を実施するとともに、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない相談・支援体制を構築します。

■量の見込みと確保方策■

基本型	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（窓口数）	箇所	1	1	1	1	1
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

こども家庭センター型	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（窓口数）	箇所	1	1	1	1	1
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

地域子育て相談機関	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（窓口数）	箇所	2	2	2	2	2
確保方策	箇所	0	2	2	2	2

³ 利用者支援事業の実施については、「基本型」「特定型」「こども家庭センター型」の3類型があります。

基本型：子育て家庭等から日常的に相談を受け、子育て支援事業や保育所の利用への助言等を行い、地域の関係機関との連絡調整、社会資源の開発等を行う形態

特定型：子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、情報提供や利用支援を行う形態

こども家庭センター型：保健師等（母子保健）と子ども家庭支援員等（児童福祉）が連携し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を実施する形態

本市では、「基本型」及び「こども家庭センター型」による利用者支援事業を展開するほか、身近に相談することができる相談機関として児童福祉法に基づく「地域子育て相談機関」の設置を目指し、利用者支援の充実に図ります。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

通常の保育時間を超えて保育をする事業です。

本市では、公立・私立の保育所、認定こども園、地域型保育施設 26 園で実施しています。

保護者の就労形態の多様化に対応するため、延長時間のニーズに対応できるサービスと体制の充実を図ります。

■ 量の見込みと確保方策 ■

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	人	689	684	671	662	659
確保方策	人	1,996	2,045	2,045	2,045	2,045

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本市では、幼児教育・保育に係る費用に加えて副食費も合わせて無償化することで、子育て中の保護者の経済的負担の軽減を図っています。

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本市では現在、特に該当する事業は行っていないませんが、子育て環境の変化等に合わせて、必要と判断される場合には、事業内容や事業対象者等について検討を行います。

(5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ：学童保育所）

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生児童に対し、児童館等を利用して授業終了後における適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業です。

本市では、公立4箇所、民間委託18箇所の計22箇所の放課後児童クラブ（学童保育所）で実施しています。

放課後児童健全育成事業の適切なあり方について検討を進め、学校区ごとの適正な定員数の確保に努めます。また、一部小学校区に設置されている公立の放課後児童クラブ（学童保育室）を公共施設再配置の中で移転する際には、より充実した内容とするため、運営方式の検討を行います。

■ 量の見込みと確保方策 ■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（合計）	人	1,074	1,026	992	964	931
1年生	人	237	219	231	224	208
2年生	人	295	263	243	256	248
3年生	人	249	250	223	206	218
4年生	人	166	166	166	149	137
5年生	人	81	83	83	83	74
6年生	人	46	45	46	46	46
確保方策	人	965	965	965	1,020	1,020

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設などに一時的にこどもを預ける事業（ショートステイ事業）です。

本市では、乳児院及び児童養護施設の計5箇所と委託契約を結び実施しています。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	66	65	64	63	63
確保方策	人日	66	65	64	63	63

※ 本事業は原則として全ての利用希望者を対象として実施しており、見込み数と同数のサービス提供体制を確保します。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、保健師・助産師が乳児の体重測定や育児等の相談、健診、予防接種等の案内を行う事業です。

支援が必要と判断された家庭について、適宜関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供に努めます。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	413	409	404	400	396
確保方策	人	413	409	404	400	396
		実施機関：こども家庭センター				

※ 本事業は原則として全ての対象家庭を訪問することを想定したものであり、全戸訪問の体制を確保します。

(8-1) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師や助産師、保育士が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導や助言等により養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

関係機関からの情報収集により把握した養育支援が必要であると認められる家庭に対し、保健師・助産師等が訪問により、育児に関する技術的援助を行うことで安心して育児できるよう支援します。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	124	123	121	120	119
確保方策	人	124	123	121	120	119
		実施機関：こども家庭センター				

※ 本事業は養育支援が必要な家庭を対象として実施しており、見込み数と同数のサービス提供体制を確保します。

(8-2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を行う事業です。

子育て環境の変化等に合わせて、必要と判断される場合には、事業内容や事業対象者等について検討を行います。

(9) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本市では、子育て支援センターや市内3箇所の児童センターで実施しているつどいの広場など、市内10箇所で専門職員による子育て世帯に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	11,902	11,938	11,791	11,663	11,543
確保方策（実施箇所数）	箇所	10	10	10	10	10

(10) 一時預かり事業

ア. 幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

保護者の都合により幼稚園等での予定の教育時間を超えて保育の必要がある幼児に対し、通園している幼稚園等で一時的に継続して預かり、必要な保育を行う事業です。

本市では、市内の幼稚園・認定こども園において実施しています。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（合計）	人日	27,464	27,032	26,357	25,887	25,962
1号認定	人日	9,923	9,767	9,523	9,353	9,380
2号認定(幼稚園型)	人日	17,541	17,265	16,834	16,534	16,582
確保方策	人日	27,464	27,032	26,357	25,887	25,962

※ 本事業は原則として全ての利用希望者を対象として実施しており、見込み数と同数のサービス提供体制を確保します。

イ. 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

家庭において養育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

本市では、市内の保育所等において実施しています。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	3,205	3,205	3,205	3,205	3,205
確保方策（合計）	人日	22,073	22,073	22,073	22,073	22,073
一時預かり	人日	22,073	22,073	22,073	22,073	22,073
ファミリー・サポート・センター	人日	0	0	0	0	0
トワイライトステイ	人日	0	0	0	0	0

※ ファミリー・サポート・センターにおける一時預かりについては、「(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」として一体的に実施しています（次ページ参照）。

※ トワイライトステイについては、現在本市では実施されていません。

(11) 病児保育事業

病児について、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を実施する事業で、病児対応型、病後児対応型、体調不良児型の3つの類型があります。本市では、7箇所の委託施設及び1箇所の公立保育所で、生後6か月から小学校6年生までの児童を対象に事業を提供しています。

引き続き、保育を必要とする児童が病気や体調不良となった場合に保育所等に付設された専用スペースで保育する体制整備及び利用機会の拡充に向けた事業の広報・啓発に努めます。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	3,205	3,183	3,123	3,077	3,067
確保方策（合計）	人日	6,057	6,057	6,057	6,057	6,057
病児保育事業	人日	6,057	6,057	6,057	6,057	6,057
病児対応型（1園）	人日	1,017	1,017	1,017	1,017	1,017
病後児対応型（1園）	人日	720	720	720	720	720
体調不良型（6園）	人日	4,320	4,320	4,320	4,320	4,320
ファミリー・サポート・センター（病児対応型）	人日	0	0	0	0	0

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生などの児童のいる保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行い、互いに一時的な育児等の援助活動を行う事業です。

本市では、社会福祉法人本庄市社会福祉協議会に委託して事業を提供しています。依頼会員（援助を受けたい人）と援助会員（援助できる人）、両方会員（援助を受け、また援助できる人）を募って事業を提供しています。

利用会員と援助会員のマッチングが難しい状況が発生するケースがあることから、援助会員の確保に向けた対応策について受託者と協議します。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	969	968	976	942	886
確保方策	人日	969	968	976	942	886

※ 本事業は原則として全ての利用希望者を対象として実施しており、見込み数と同数のサービス提供体制を確保します。

(13) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持や増進を図るため、妊婦健康診査や HIV 検査、超音波検査等を行う事業です。

埼玉県医師会、埼玉県助産師会と連携し、契約医療機関や契約助産所等における受診体制の確保を図ります。また、受診できる医療機関の拡大に努め、妊婦の利便性の向上と受診機会の充実を図ります。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	413	409	404	400	396
確保方策	人	413	409	404	400	396

※ 本事業は原則として全ての妊婦を対象としたものであり、見込み数と同数のサービス提供体制を確保します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

本市では現在、特に該当する事業は行っていないですが、子育て環境の変化等に合わせて、必要と判断される場合には、事業内容や事業対象者等について検討を行います。

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

本市では現在、特に該当する事業は行っていないですが、子育て環境の変化等に合わせて、必要と判断される場合には、事業内容や事業対象者等について検討を行います。

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

本市では現在、特に該当する事業は行っていないが、子育て環境の変化等に合わせて、必要と判断される場合には、事業内容や事業対象者等について検討を行います。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦やその配偶者等に対して、妊娠時から出産・育児等の見通しを立てるための面接や訪問、継続的な情報提供を行うとともに、妊婦等に寄り添いながら様々なニーズに応じて必要な支援につなぐ切れ目のない伴走型の支援を行う事業です。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	1,239	1,227	1,212	1,200	1,188
確保方策（合計）	人日	1,239	1,227	1,212	1,200	1,188
こども家庭センター	人日	1,239	1,227	1,212	1,200	1,188
上記以外	人日	0	0	0	0	0

※ 本事業は原則として全ての妊婦を対象としたものであり、見込み数と同数のサービス提供体制を確保します。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所その他の内閣府令で定める施設において、満3歳未満の乳児又は幼児（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和7年度中の事業開始に向けて市内の教育・保育事業者等との協議・調整を行い、すべての利用希望者を受け入れられる体制の確保を目指します。

なお、令和8年度以降、本事業は新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけられます。

■量の見込みと確保方策■

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	量の見込み	人日	6	6	6	6	6
	確保方策	人日	－	6	6	6	6
1歳	量の見込み	人日	8	8	8	7	7
	確保方策	人日	－	8	8	7	7
2歳	量の見込み	人日	3	3	3	3	3
	確保方策	人日	－	3	3	3	3

※ 本事業の量の見込み及び確保方策は、一人一月当たりの利用時間を最大10時間と見込み、一月当たりの延べ利用時間数を人数換算したものです。

※ 本事業は全ての利用希望者を対象として実施できるよう、見込み数と同数のサービス提供体制の確保を目指しています。

(19) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	256	253	250	248	245
確保方策	人日	256	253	250	248	245

※ 本事業は原則として全ての産婦を対象として実施しており、見込み数と同数のサービス提供体制を確保します。

5-3 その他の子育て支援事業の推進

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業のほか、子ども・子育て支援に資する以下の取組を推進します。

	主な取組	取組の概要	担当課
1	私立幼稚園等子育て支援事業	未就園児及びその保護者を対象とした支援について、保育所・幼稚園を含め実施状況について積極的な情報発信を行い、未就学児を子育て中の保護者が育児に関する情報を得る場所や気軽な悩み相談をできる場所を「知って」「利用する」ことができるよう努めます。	子育て支援課
2	休日保育事業	休日（日曜・祝日）の保育体制の確保に努めてまいります。	保育課
3	私立幼稚園等預かり保育事業	正規の教育時間終了後も引き続き在園児を夕方まで預かったり、保護者の急な用事で一時的に預かったりすることで、保護者のニーズに対応できるように努めます。	保育課
4	多子世帯保育料軽減事業	同一世帯で児童が2人以上いる世帯を対象に、第2子以降の保育料を無償となるよう、検討しています。	保育課
5	多子世帯副食費軽減事業	同一世帯で児童が3人以上いる世帯を対象に、第3子以降の副食費を無償とします。	保育課
6	市長への手紙事業	こども・子育て支援等に関する意見や提案などを、市民から直接市長にいただき、情報の共有化を図るとともに多様な声を市政に反映できるよう実施していきます。	秘書課
7	小児二次救急運営事業	熊谷市、行田市、深谷市、本庄市、寄居町、上里町、美里町、神川町が、休日・夜間に輪番制で小児救急患者を受け入れる病院に対し、運営費の助成を行います。	健康推進課
8	県外小児救急医療後方支援事業	小児初期診療の後方支援として、児玉郡市と公立藤岡総合病院、伊勢崎市民病院とで協定を結び、小児二次救急体制の充実を図ります。	健康推進課

	主な取組	取組の概要	担当課
9	放課後子ども教室	公民館等の公共施設を主な会場として、小学生を対象とした学習支援を行います。地域の人材と協働し、自主学習の支援や、スポーツ・自然・文化芸術体験等の多様な体験活動の機会を提供することによって、こどもたちの自主性・創造性を育むことを推進します。また、異なる年齢のこども同士や地域住民との交流を通して、こどもの社会性を形成し、地域とのつながりを築き、こどもにとって安全・安心な居場所づくりを実現します。	生涯学習課

本庄市放課後子ども教室（本庄市小学生学習支援事業）「学ぼう舎（まなぼうや）」の取組み

「学ぼう舎」は市内6か所の地区公民館を会場として、月2回程度、土曜日の午前中に活動しています（令和6年度現在）。各会場で取組む体験活動は、学ぼう舎の支援者である地域住民が企画・実施しています。学習内容は多岐に渡り、時には地域で活躍する専門家を招くこともあります。こどもたちは、活動の中で楽しみながら学びを深めています。

【令和6年度実施内容の紹介】※一例です。他にも、多くの体験活動を行っています。



本庄西公民館：現役大工さんの木工工作教室



本庄南公民館：みんなで一緒に調理実習



仁手公民館：日本の伝統文化を体験 百人一首



北泉公民館：本物の陶芸粘土で作る陶芸体験



児玉公民館：自然の専門家に教わるどんぐり教室



共和公民館：命を守る着衣泳教室
（地域団体と合同実施）